

- (3) 協定書第8条第10号に定める「事故」には放射性物質による汚染が車内にとどまるもの及び単なる自動車事故も含むものとする。
- (4) 協定書第8条第11号の規定に係る連絡事項は、第1条に定める関係法令等に基づき、丙が国に報告する事項とする。

(立入調査)

第8条 協定書第9条第1項に定める立入調査を行う者は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

2 協定書第9条第2項の「甲又は乙の指定する者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる者
- (2) 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者

3 協定書第9条第3項に定める通知は、甲又は乙が特に必要とするときは、口頭により行うことができる。この場合において、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者は、甲又は乙が別に発行する証明書を携帯し、丙に対し、当該証明書を提示するものとする。

(連絡の方法等)

第9条 協定書第11条第1項第2号で定める連絡方法は、異常発生時に電話等で通報し、1週間以内に文書で行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、協定書第11条第2項に定める連絡責任者を定める際には、連絡の円滑及び確実を期するため、連絡責任者のほか、その代行者を定める。

(損害の範囲)

第10条 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して住民に損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとする。ただし、当事者間でその因果関係と被害について疑義が生じた場合は、丙は、甲及び乙と協議して公正な第三者機関に調査を依頼するなど誠意をもって対処する。

2 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して」とは、発電所の保守運営に関して協定書第12条に規定する委託業者が行う業務に起因して発電所周辺地域の住民に損害を与えた場合も含むものとする。

(協 議)

第11条 この覚書に定める事項について新たに必要な事項が生じたとき、又は変更しようとするとき、若しくは解釈に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日

(平成2年10月16日一部改正)

(平成10年3月30日一部改正)

(平成11年3月30日一部改正)

(平成13年7月25日一部改正)

(平成25年7月8日一部改正)

(令和元年10月25日一部改正)

甲 鹿児島県 鹿児島県知事

乙 薩摩川内市 薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社 代表取締役社長

## 6 川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書

鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町及び長島町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲の区域の住民の安全確保及び防災対策の充実に資するため、乙が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書」（昭和57年6月12日締結）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、甲の区域の住民の安全確保のため万全の措置を講ずる。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

（情報連絡の内容及び時期）

第2条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後速やかに連絡する。

(1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。

(2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。

(3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。

(5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

(7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

(8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。

(9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。

(10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

3 乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の増設若しくは変更又は発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

（連絡の方法等）

第3条 乙は、甲に対し、前条の非常時、異常時及び平常時における連絡については、電話等をもって行う。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(防災対策の充実)

第4条 乙は、甲が発電所に係る甲の区域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力する。

2 甲は、鹿児島県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合であつて、原災法の施行に必要なときは、同行することができる。

3 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(損害の補償)

第5条 乙は、甲の区域に係る住民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改訂)

第6条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第7条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月27日

甲	鹿児島市 鹿児島市長	森 博 幸
	出水市 出水市長	渋谷 俊 彦
	日置市 日置市長	宮 路 高 光
	始良市 始良市長	笹 山 義 弘
	さつま町 さつま町長	日 高 政 勝
	長島町 長島町長	川 添 健
乙	九州電力株式会社 代表取締役社長	瓜 生 道 明
立会人	鹿児島県 鹿児島県知事	伊 藤 祐 一 郎

## 7 いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書

いちき串木野市及び阿久根市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲区域の住民の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることを目的として、乙が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書（昭和57年6月12日締結）」（以下「県との協定書」という。）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

3 乙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（事前説明等）

第2条 乙は、県との協定書に基づき協議を行う、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設の増設又は変更、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）については、甲に対して事前説明を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、意見を述べるができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。

3 乙は、発電所の運転（試験運転を含む。以下同じ。）の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡する。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、次の各号に掲げる事項について、県との協定書に基づき鹿児島県に連絡を行う場合、その写しを甲に対して提出する。

- (1) 発電所の運転状況
- (2) 環境放射線の測定結果
- (3) 温排水の調査結果
- (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

（異常時における連絡）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。

(10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

第5条 甲は、前条に定める場合において、県との協定書に基づき、鹿児島県が発電所敷地内その他必要な場所に立入調査を実施するときは、同行することができる。

2 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

第6条 甲は、前条の規定に基づく立入調査の結果、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、乙に対して鹿児島県を通じて適切な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置する。

(連絡の方法等)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

(1) 第2条の事前説明等及び第3条の平常時における連絡は、文書をもって行う。

(2) 第4条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(防災対策)

第8条 乙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る甲の地域防災計画の策定及びその実施に積極的に協力する。

2 甲は、鹿児島県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合であって、原子力災害対策特別措置法の施行に必要なときは、同行することができる。

3 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(諸調査への協力)

第9条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(無過失責任)

第10条 乙は、発電所の保守運営に起因して、甲区域の住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協定の改訂)

第11条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第12条 この協定に定めた事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 いちき串木野市  
いちき串木野市長 田 畑 誠 一

阿久根市  
阿久根市長 西 平 良 将

乙 九州電力株式会社  
代表取締役社長 瓜 生 道 明

立会人 鹿児島県  
鹿児島県知事 伊 藤 祐一郎

## 8 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

- 2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。
- 3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。
- 4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。
  - (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
  - (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
  - (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
  - ア 緊急時モニタリング資機材
  - イ 原子力防災活動資機材
  - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
  - ア 緊急時モニタリング関係職員
  - イ 緊急時医療関係職員
  - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
  - (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
  - (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
  - (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
  - (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
  - (6) 応援の期間
  - (7) 要請担当者及び連絡先
- 2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。
- 3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援

の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。
  - (2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
  - (3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
- 3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
- 4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

- 2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道府県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (3) 防災関係機関の名称
- (4) 原子力防災資機材の保有状況
- (5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道府県が原子力発電関係団体協議会会長道府県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道府県を原子力発電関係団体協議会副会長道府県と読み替えるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日(締結日)から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

## 9 災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県バス協会及び協力事業者（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対してバスによる緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する協力要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとし、特に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特殊性に鑑み、放射線防護措置等の安全対策を行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）及び救済者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とするバスによる支援業務

（業務の報告）

第4条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した経費等については、甲が負担するものとし、その費用は通常の実費として甲乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

れがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（事故等）

第7条 乙は、提供したバスが故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替バスを手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、その業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第47号）に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合



- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙において、公益社団法人鹿児島県バス協会は、協力事業者に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

（資料の提供）

第9条 乙は、保有バス台数等の資料を毎年1回甲に提出するものとする。

（緊急連絡表の提出）

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、鹿児島県及び公益社団法人鹿児島県バス協会が各1通を保有し、協力事業者は本書の写しを保有するものとする。

平成27年6月26日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島市鴨池新町12番12号  
第2いわさきビル5階  
公益社団法人鹿児島県バス協会  
会長 岩崎 芳太郎

協力事業者	鹿児島交通株式会社	協力事業者	有限会社喜入観光交通
協力事業者	三州自動車株式会社	協力事業者	有限会社竹田観光交通
協力事業者	南国交通株式会社	協力事業者	有限会社内田タクシー
協力事業者	いわさきバスネットワーク株式会社	協力事業者	南九州開発株式会社
協力事業者	J R九州バス株式会社鹿児島支店	協力事業者	有限会社出水観光バス
協力事業者	南国交通観光株式会社	協力事業者	有限会社長島観光バス
協力事業者	霧島観光交通株式会社	協力事業者	有限会社北薩観光バス
協力事業者	鹿児島交通観光バス株式会社	協力事業者	有限会社入来観光交通
協力事業者	株式会社あづま交通	協力事業者	有限会社川内観光交通
協力事業者	南州交通株式会社	協力事業者	山光交通有限会社
協力事業者	鹿児島中央観光バス株式会社	協力事業者	有限会社安全観光バス
協力事業者	南九州観光バス有限会社	協力事業者	クレインハート株式会社
協力事業者	有限会社鹿陸観光バス	協力事業者	株式会社宮都タクシー
協力事業者	村崎タクシー	協力事業者	有限会社あいら交通
協力事業者	ひまわり交通株式会社	協力事業者	サンライフ交通観光有限会社
協力事業者	株式会社アーベル	協力事業者	有限会社加治木観光バス
協力事業者	九州みやび観光株式会社		